

とよねシルバーセンター規約

<H30.3.31>

(名称)

第1条 名称は、「とよねシルバーセンター」(以下「センター」という。)とする。

(事務所)

第2条 センターの事務所は、豊根村上黒川字長野田 26 番地 社会福祉法人 豊根村社会福祉協議会内に置く。

(目的)

第3条 センターは、定年退職後等において、臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務(当該業務に係る労働力の需給の状況、当該業務の処理の実情等を考慮して厚生労働大臣が定めるものに限る。次条において同じ。)に係る就業を通じて自己の労働能力を活用し、自らの生きがいの充実や社会参加等を希望する高齢者の就業機会の増大と福祉の増進を図るとともに、高齢者の能力を活かした活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 センターは、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 臨時的かつ短期的な就業(雇用によるものを除く。)又はその他の軽易な業務に係る就業(雇用によるものを除く。)を希望する高齢者のために、これらの就業の機会を確保し、及び組織的に提供する事業
- (2) 高齢者に対し、臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習を行う事業
- (3) 高齢者の就業に関する調査研究及び相談を行う事業
- (4) 高齢者の安全かつ適正な就業を推進するために事故防止の啓発等を行う事業
- (5) センターの活動等について周知を図る事業
- (6) その他センターの目的を達成するために必要な事業

(会員)

第5条 センターの会員は、豊根村に居住する原則として60歳以上の者で、センターの目的に賛同し事業に参加を希望する者とする。

(入会)

第6条 センターの会員になろうとする者は、センターの定める会員登録申込書を会長に提出し、会長の承認を得なければならない。

(退会)

第7条 会員が、センターを退会するときは、会長に届け出て任意に退会することができる。

2 会員が死亡し、または村外へ転出したときは退会したものとみなす。

(会費)

第8条 会員は、総会において定めた会費を支払わなければならない。

(会議の種類)

第9条 センターの会議は、総会及び理事会とする。

(総会)

第10条 総会は毎年1回開催し、各事業年度の事業報告及び決算のほか、このセンターの運営に関する主要事項について議決する。

2 総会は、会員をもって構成する。

(理事会)

第11条 理事会は、会長が必要と認めたときに開催し、各事業年度の事業計画及び予算の承認、総会に付議すべき事項、および総会の議決事項の執行、並びに業務に関する主要事項の審議をする。

(定足数及び議決)

第12条 会議は、総会においては会員、理事会においては理事の過半数が出席しなければ開催することができない。また、議事は、出席者の過半数をもって決する。

(議長)

第13条 総会の議長及び理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(役員及び選任)

第14条 センターに次の役員を置く。

(1) 理事 4名以上6名以内

(2) 監事 2名以内

2 役員は、総会において選任する。

3 理事のうち1名を会長、1名を副会長とし、理事会において互選する。

(役員の職務)

第15条 会長は、センターを代表し、その業務を執行する。

2 副会長は、会長を補佐し、センターの業務を執行する。また、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成しセンターの業務の執行の決定に参画する。

4 監事は、財産の状況及び業務の執行状況について監査を行う。

(役員の任期)

第16条 役員の任期は2年とし、補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。

2 役員は再任を妨げない。

3 役員は辞任した場合、または任期満了の場合においても後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

(資産の構成)

第17条 センターの資産は、会費、補助金、事業に伴う収入及びその他の収入をもって構成する。

(事業年度)

第18条 センターの事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

(事務局)

第19条 センターに事務局を置く。

2 事務局には、事務局長及び担当職員を置くことができる。

3 事務局長及び担当職員は、社会福祉協議会職員が兼務をする。

(役員費用弁償)

第20条 役員に対し、次の金額を費用弁償として支給することができる。

- (1) 会長 日額 2,000 円
- (2) 副会長 日額 1,500 円
- (3) 理事・監事 日額 1,000 円

(弔慰金等)

第21条 会員等が業務中に、死亡または傷病等の治療のため入院した場合は、次の金額を上限として支給することができる。

- (1) 香典または弔慰金 10,000 円以内
- (2) 傷病見舞金 5,000 円以内

(規約の変更)

第22条 この規約を変更しようとするときは、総会の議決を得るものとする。

(委任)

第23条 この規約に定めのない事項で、業務執行に必要な事項は、会長が理事会に諮って定める。

附 則

本規約は、平成30年4月1日から施行する。